⑯　経理の状況

a　次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところにより記載すること。

(a)　［略］

(b)　(a)に掲げる場合以外の場合

［略］

b　a(a)又は(b)に定める財務諸表は、最近事業年度のものを記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書（a(b)に掲げる場合にあっては、中間貸借対照表及び中間損益計算書）を記載すること。

c　［略］

⑰　［略］

⑱　公開買付者が提出した書類

a　届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b　公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c　［略］

［⑲～㉙　略］

㉚　株主の状況

a　届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

［b～d　略］

㉛　［略］

㉜　対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、⑱に準じて記載すること。

a　届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号又は第９号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

⑯　［同左］

a　次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること。

(a)　［同左］

(b)　(a)以外の場合

［同左］

b　これらの財務諸表は、最近事業年度のものを掲げること。最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表（a(b)の場合にあっては、四半期貸借対照表）及び四半期連結損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの）（a(b)の場合にあっては、四半期損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの））を掲げること。また、公開買付者が四半期報告書を提出していない場合であって、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出しているときは、最近事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表（a(b)にあっては、中間貸借対照表）及び中間連結損益計算書（a(b)にあっては、中間損益計算書）を掲げること。

c　［同左］

⑰　［同左］

⑱　［同左］

a　届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b　公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c　［同左］

［⑲～㉙　同左］

㉚　［同左］

a　届出日までに四半期報告書若しくは半期報告書又は臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

［b～d　同左］

㉛　［同左］

㉜　［同左］

［同左］

a　届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号又は第９号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。